

千葉県ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県広告事業実施要綱(平成19年12月10日管財第5237号。以下「広告要綱」という。)第5条の規定により、千葉県(以下「県」という。)が管理するホームページへのバナー広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県ホームページ 県が管理するホームページで、<https://www.pref.chiba.lg.jp/>で始まるもの

(2) バナー広告 広告主の社名、団体名等の識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するもの

(3) リンク先ページ バナー広告のリンク先のホームページ

(バナー広告及びリンク先ページの範囲)

第3条 バナー広告は、文字又は画像による情報並びにリンク先ページが、広告要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準(次項において「掲載基準」という。)を満たすものでなければならない。

2 リンク先ページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) リンク先ページからリンクするサイトが、掲載基準を満たしていないもの

(2) ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの

(3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(バナー広告の規格等)

第4条 広告掲載できる規格は次の表のとおりとする。

位 置	県ホームページのトップページ内の県が指定する位置
枠 の 数	県ホームページのうち トップページ10枠以下
大 き さ	縦60ピクセル、横160ピクセル
形 式	G I F、J P E G、P N Gのいずれか
ファイル容量	15キロバイト以下
画 像 表 現	静止画像

2 バナー広告は、適切な情報を補足するためのALT属性をつけるものとする。

3 リンク先ページは、県ホームページのトップページとは別ウインドウで表示する

ものとする。

(バナー広告掲載期間)

第 5 条 バナー広告を掲載する期間は、月を単位とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、月の初日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中から掲載することができる。

3 バナー広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、月の末日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、月の途中で掲載を終了することができる。

4 前 2 項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第 1 号)に規定する県の休日に当たるときは、その日以後において最も近い県の休日以外の日を広告掲載開始日又は広告掲載終了日とする。ただし、3 月 3 1 日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、この限りでない。

(バナー広告の募集の方法)

第 6 条 広告主の募集は、県とバナー広告の掲載に関する契約を締結した者(以下「広告取扱事業者」という)が行う。

2 広告主の募集の方法は、広告取扱事業者の定めるところによる。

3 県は、広告取扱事業者から、第 1 項の募集によるバナー広告の案及びリンク先ページを取りまとめたものを、広告掲載開始日から起算して 2 0 日前までに、提出させるものとする。

(バナー広告の選定方法)

第 7 条 バナー広告及びリンク先ページの審査を行うため、ホームページバナー広告審査会(次項において「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

3 県は、前条第 3 項の規定により提出されたバナー広告の案が広告要綱第 3 条の規定又はこの要領第 3 条の規定に反すると認めるときは、広告取扱事業者に修正を求めるものとする。

(バナー広告の料金)

第 8 条 バナー広告を掲載する料金の額は、県が広告取扱事業者との間で締結した契約書に定める額とする。

(バナー広告の掲載の中止)

第 9 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間中であってもバナー広告の掲載を中止することがある。

(1) 広告要綱第 4 条の規定又はこの要領第 3 条の規定に反すると認められるとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でない認められるとき。

(免責)

第 1 0 条 県は、バナー広告及びリンク先ページの内容その他バナー広告に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日から施行する。

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 1 年 1 月 2 4 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。